

G A P 認証取得支援事業実施要領

制 定 平成 30 年 5 月 22 日 農林水第 17-154 号

第 1 趣旨

国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、G A P 認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等（当該農業者等の G A P 認証の取得及び取得に向けた取組により、県内の農業者等の G A P の取組拡大を誘発することが期待できると考える農業者等をいう。以下「支援対象者」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の支援を行う。

なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日 30 生産第 2180 号）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日 30 生産第 2038 号）に定めるもののほか、この要領（以下「支援事業実施要領」という。）及び農林水産部関係補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け三重県告示第 249 号）、農産園芸課関係補助金等交付要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

県は、支援対象者が新規に G A P 認証を取得するのに当たって必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、1 の取組は必須とする。

1 認証審査

G A P 認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

2 認証取得に係る環境整備等

G A P 認証取得に必要な次の①から④に掲げる取組。

- ① 残留農薬等の分析
- ② I C T を活用して G A P 認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「I C T システム」という。）の導入。ただし、I C T システム導入のための初期設定料（I C T システム機器の購入・リース費用を除く。）及び I C T システム利用料に限る。
- ③ 設備改修資材の導入の取組。ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が 50 万円未満のものに限るものとする。
- ④ J G A P 指導員基礎研修等の受講。ただし、支援対象者が研修を受講するのに要する旅費は支援の対象外とする。

第3 補助額の上限額

支援対象者に対する支援の上限額を別紙1のとおり定める。

第4 支援対象者の要件

次の①から⑥に掲げる者に該当し、かつ県のGAP推進方針に合致する者であること。
また、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。

- ① 農業者
- ② 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- ③ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- ④ 農業協同組合
- ⑤ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- ⑥ その他県が支援の対象とすることが適当と認める者

第5 留意事項

支援対象者の支援に当たっては、次のことに留意する。

- 1 支援対象となるGAP認証は、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPとする。
- 2 1に掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を、既存の認証を保持したまま追加で取得する場合は、支援の対象とする。
また、農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあっては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする。
- 3 第2の1の取組の実施にあたっては、支援対象者は、原則として1者以上から見積書を取得するものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までとする。

第7 補助対象経費等

1 補助対象経費

取組事項	対象経費	備考
1 認証審査	・ 審査費用 ・ 審査員旅費	・ 認証審査にあつては、原則として、県の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。
2 認証取得に係る環境整備等	・ 分析費（残留農薬、水質、土壌等） ・ ICTシステムにかかる初期設定料及びサービス利用料 ・ 設備改修資材導入費 ・ 研修受講料	・ 認証取得に係る環境整備等については、GAP認証取得に必要なものに限る。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (2) 本事業による支援と重複しない範囲で、支援対象者のGAP認証取得の取組を、県の助成以外の市町、団体予算等により支援することを妨げないものとする。

3 補助率

本事業の補助率は定額とする。

第8 事業実施の手続き等

1 事業の公募

- (1) 知事は、本事業の実施に当たり、支援対象者を公募により採択するものとする。
- (2) 支援対象者は、(1)の公募を受けて、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、農林水産（農林、農政）事務所（以下「事務所」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、支援対象者を公募するごとに、支援対象者が第4の要件に合致するか、支援対象者から提出された事業実施計画が適切であるか等について書面審査を行うものとし、疑義がある場合は、支援対象者に事務所を通じて疑義をたずることができるものとする。当該書面審査に合格した事業実施計画に記載された事業実施経費（補助対象経費に限る。以下同じ。）の積算額の合計が、本事業の予算の範囲を超過することとなった場合には、その超過することとなった採択において、別紙2に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い順（ポイントが同じ支援対象者間にあつては、1経営体当たりの額（事業実施経費を取組経営体数で除した額）が低い順）に本事業の予算の範囲内で、支援対象者となり得る候補を選定するものとする。
- (4) 知事は、(3)の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を支援対象者に対し、事務所を通じて通知するものとする。

- (5) 支援対象者は、事業計画に農産園芸課関係補助金等交付要領に定める重要な変更が生じた場合は、事業実施計画変更承認書を別記様式第1号により作成し、事務所を経由して知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、原則として補助金交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業を着手する場合には、支援対象者は、あらかじめ県の指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第2号により作成し、事務所を通じて知事に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、支援対象者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、1の(4)の採択(承認)の通知を受けてから着手するものとする。

なお、この場合においては、支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、支援対象者は、交付申請書に着手した年月日を記載するものとする。

第9 事業の実施状況の報告

- 1 支援対象者は、補助金実績報告書の提出時に別記様式第3号により本事業の実施状況報告書を作成し、事務所を通じて知事に提出するものとする。

なお、この時点においてまだ審査の受審前若しくは審査の結果が確定していない場合にあっては、次に掲げる時点ごとに遅滞なく別記様式第3号を作成し、事務所を通じて知事に出すものとする。

- ① 審査の受審
- ② 審査結果の確定
- ③ 認証書の受領(認証取得した場合に限る。)

- 2 県は、状況把握を行うため、必要に応じて支援対象者から事業の進捗状況等について報告を求めることができるものとする。

第10 必要な確認書類及びその保存期間等

支援対象者は、収入及び支出内容の証拠書類又は証拠物を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は耐用年数の期間のいずれか長い期間中、整備保管しなければならない。

第11 その他

この事務取扱要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附則

この実施要領は、平成30年5月22日から施行する。

この実施要領は、令和元年5月30日から施行する。

G A P 認証取得に係る支援額の上限設定について

本事業において、県が、支援対象者の G A P 認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。

なお、消費税は支援の対象としない。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBAL G. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

イ ただし、認証審査に係る審査員の旅費については、これとは別に、審査の受審 1 日に要する旅費（消費税を除く）に限り、原則として実費の 1 / 2 の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにおいては、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の 1 / 2 の範囲内において支援する。

1 日に要する旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては 1 泊分の宿泊料とする。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費にかかる支援は対象外とする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBAL G. A. P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査に係る審査員の旅費については、これとは別に、審査の受審に要する旅費(消費税を除く)について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援する。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費にかかる支援は対象外とする。

ウ 本要領第5の2また書きにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあっては、ア中「団体の構成員数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額(全体額)を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取り組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

G A P 認証取得支援事業における支援対象者の選定方法

支援対象者の選定に当たっては、県内の農業者等のG A Pの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げるポイントによって、優先順位付けを行う。

ポイント項目	3Point	2Point	1Point
団体認証の取組経営体数	16人以上	9人以上	4人以上
実需者からの取引要件への対応	海外輸出向け 〔具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を 書面で確認できること。〕		国内向け
G F P 登録の有無※	あり		なし
認証の種類	GLOBALG. A. P. ASIAGAP		JGAP
認証の新規取得	新規取得である	他のGAP認証を すでに取得して いる	他のカテゴリー のGAP認証を すでに取得して いる
本助成事業の活用			初めてである (複数申請でない)
他の助成事業の活用			活用しない

※G F P 登録：農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトのコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者を優先する。